

平成 26 年度 第 3 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 26 年 9 月 4 日（木）

18 時 35 分～20 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：大谷委員，吉川委員，齊藤委員，徳弘委員

（子育て給付課 森課長）

私は，こども未来部子育て給付課長の森でございます。

平成 26 年度 第 3 回高知市子ども・子育て支援会議を開催する前に，高知市児童福祉審議会の委員委嘱についてお時間をいただきたいと思っております。

皆様のお手元にあらかじめ委嘱書をお配りさせていただいております。ご確認ください。高知市児童福祉審議会の委員については，高知市子ども・子育て支援会議の委員である皆様に兼ねていただくこととなりました。委嘱書に記載させていただいておりますが，委員の任期は平成 27 年 7 月 31 日までとなっております。

それでは，委員委嘱にあたりまして，こども未来部長山川より皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来部 山川部長）

皆さん，こんばんは。

本日は足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど説明させていただきました，児童福祉審議会について机の上に委嘱書を置かせていただいております。今まで高知市では，児童福祉審議会にかわりまして，高知市社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置し審議を行ってまいりました。新制度に伴いまして，その内容が，審議内容が強化されましたことから独立して新たに児童福祉審議会を立ち上げたところでございます。

審議内容につきましては，皆様をお願いしております，子ども・子育て支援会議の内容と非常に密接な関係がございますので，同じメンバーの皆さんをお願いしたところでございます。

今後，また第 1 回の審議会の案内は改めてさせていただきますので，どうかご協力いただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども，ご挨拶とさせていただきます。

（子育て給付課 森課長）

なお，高知市児童福祉審議会には委員長，副委員長を置くことになっておりますが，日を改めて第 1 回目の会議を開催する際に決定していただくようになりますので，よろしくお願いいたします。

それでは，ただいまから平成 26 年度 第 3 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。第 1 回目の会議では高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子案，地域子ども・

子育て支援事業の確保方策などにつきましてご説明させていただき、協議を行っていただきました。

本日の会議では、事業計画の基本理念及び基本方針、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策などにつきましてご報告させていただき、ご議論いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日は大谷委員、吉川委員、齊藤委員、徳弘委員がご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事前にお配りさせていただいた資料と本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。本日お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第、委員名簿、座席表、議事資料の議事（２）関連、資料２－１ 施設への新制度意向調査集計結果。資料２－２ 高知市における量の見込みに対する確保方策Ⅰ．教育・保育。議事関連資料 第３回高知市子ども・子育て支援会議・議事内容に対するご意見等に対する回答。参考資料 パブリック・コメント公表資料。以上でございます。

なお、議事（１）関連、資料１－１ 高知市子ども・子育て支援事業計画の基本理念及び基本方針について。議事（３）関連、資料３－１ 高知市における量の見込みに対する確保方策Ⅱ．地域子ども・子育て支援事業。報告事項関連、参考資料 子ども・子育て支援新制度ハンドブック。これらにつきましては事前に送付いたしております。お手元の資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

なお、８月４日に開催予定であった議事の内容につきましては、委員の皆様へ資料等をお送りし、ご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。いただいたご意見及びそれに対する回答につきましては議事関連資料としてまとめております。この資料につきましては、時間の都合上、一部にはなりますが会議の中でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際にはお名前をおっしゃっていただき、そのあとにご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いいたしたいと思っております。有田会長、よろしくお願いいたします。

事業計画の基本理念及び基本方針について

（有田会長）

はい。それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。

では、議事（１）事業計画の基本理念及び基本方針につきまして、事務局のほうからご報告をお願いいたします。

（子育て給付課 三吉係長）

事前に送付させていただいております資料1-1をご用意ください。

事業計画の基本理念及び基本方針については、7月1日の第2回子ども・子育て支援会議において検討するための素案ということで提案をさせていただきました。委員の皆様から多くの意見、ご提案を頂戴いたしました。ありがとうございました。

ご意見、ご提案については資料1-1の4ページ目以降にまとめさせていただいております。それと、前回8月開催予定であった分で再度ご意見を頂戴させていただいております内容については、議事関連資料のほうにまとめさせていただいております。こちらのほうは1ページのほうに記載させていただいております。それぞれ事務局の回答として、表の右側の右端の欄に回答のほうに記載させていただいております。

それでは、基本理念及び基本方針について、今回ご意見をいただいて修正をさせていただいた部分について説明させていただきます。資料1-1の1ページをご覧ください。まず、修正前の内容と修正後の案を比較していただきながら聞いていただければと思います。

委員の皆様からいただきましたご意見の中から、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという視点。それと、子どもを育てていく喜びを大事にする視点、それと、子育て家庭、孤立を防ぐ視点、この三点について基本理念及び基本方針に反映をさせていただきたいと考えております。また、この三点に加えて事務局のほうで、さらに三点ほど修正のほうをさせていただきたいと考えております。

まず、1ページ目の基本理念の修正前、「礎」と書いてある部分については、表現をやわらかいもう少しわかりやすい表現に変えております。

続きまして、2ページの基本方針の2のところです。こちらのほうの1つ目の○のところについては、表現のほうをよりストレートにわかりやすい表現に変更をさせていただいております。それと、2つ目の○の部分についてですけれども、「産み育てやすい」という漢字表記のところですが、こちらのほうを変更させていただいております。これは、子どもの誕生の視点ということと、高知市の総合計画との表現の整合性を考慮して変更させていただければと思っております。

以上、修正をさせていただいた点が修正後の案ということで基本理念が1ページ目、基本方針が3つ、2ページ目と3ページ目に記載させていただいております。これを修正した分を一覧で見ていただくように9ページ目になりますけど、ちょっととびますが、こちらのほうに修正後の案ということで全文を記載させていただいております。

皆様に、一度私のほうで読ませていただいて、ちょっと聞いていただければと思います。

まず、基本理念の部分です。

子どもたちは、社会に希望を与え、未来をつくっていく大切な存在です。

子どもたちが、主体性を持って考え、行動し、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことが、健全で活力ある社会を実現することにつながります。

そのためには、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもにとっての最善の利益を常に意識し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまわづくりを進めていく必要があります。

全ての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じ、そして、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めま

す。

「希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり」
この基本理念をもとに基本方針を3つ掲げてあります。

まず、(1) 全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。

また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

2番目として(2)です。子どもの誕生と成長に喜びを感じるまち

妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。

さらに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の概念について普及・啓発に努めます。

次に3つ目として(3) みんなで子どもと子育てを支えるまち

子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育てが家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めていきます。

また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

以上が基本理念及び基本方針ということで、今回、ご提案をさせていただいている内容でございます。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。ただ今のご提案に対しまして何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

このような視点でよろしいですか。ご意見ございませんか。

これ、一番基本になっているところですので、ここのところは書くべきだと、皆さん、ありませんか。皆さん、よろしいであろうという表情でご覧いただいていますので、これでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育・保育の確保方策について

(有田会長)

続きまして議事の2番になります(2)教育・保育の確保方策についてご報告お願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

私のほうからは、施設への新制度意向調査の集計結果ということで資料2-1, それと、資料2-2, 意向調査結果を反映させた教育・保育における受給状況をご説明させていただきたいと思います。

まず、資料2-1です。施設への新制度意向調査の集計結果をお示ししております。7月の会議でお示しさせていただきましたが、調査票を6月に配布し、約1カ月の回収期間を設けてご回答いただきました。今回はその集計結果をお示しさせていただきたいと思います。

回答時に検討中ということで回答された施設については、現行施設どおりとして集計させていただいております。また、認可外保育施設のうち、事業所内保育施設については31%の回答率、その他の認可外保育施設については回答率83%ということで、未回答の施設についても現行どおりとして集計しております。

まず、資料2-1, 3つの表をお示ししております。左の表が、各年度における施設数の変化として、現行の施設数と比較して、今回の意向調査で施設移行をおうかがいしている27年度及び28年度において、施設数にどのような変化があるかということをお示ししております。また、現行の施設種別からどの施設に移行を希望しているのかということも年度ごとにお示ししたのが、右の2つの表になります。

一番変化の大きい私立の幼稚園を例として説明させていただきたいと思います。現行の幼稚園は、移行後の施設種別として考えられるものに4つ形態があります。まず、現行のまま私学助成を受け新制度へ移行希望しない、確認を受けない幼稚園という選択肢。2つ目に新制度への移行を希望し給付対象として確認を受ける幼稚園。3つ目に、幼保連携型認定こども園。4つ目、幼稚園型認定こども園という4つの施設種別が考えられます。新制度の移行の有無にかかわらず幼稚園のままで小規模保育事業を併設するという事業形態をとることもできます。

左の表で幼稚園のところをご覧くださいと思います。市内の幼稚園15施設のうち私学助成等を受ける13の幼稚園が27年度には公立1園を加え、新制度の移行が2園。残り9施設は国立1園を含んでおりますが、現行の確認を受けない幼稚園ということを目指しています。これがさらに28年度には、さらに数が変化することになります。

右の表では移行後の施設種別がどのようなものかということをお示ししています。まず、27年度のほう、上の表になりますけれども、表の右のほうに、確認を受けないとしているのが新制度の移行を希望していない施設になります。幼稚園の15園のうち9園が確認を受けないとしております。これに国立幼稚園が1つ含まれています。その15園のうちの2園が新制度における幼稚園ということで、この中に公立幼稚園が1園含まれております。

その他の施設においては各種、認定こども園への移行希望があり、幼稚園のまま小規模保育を実施されたいという施設が3施設ありました。内訳としては、新制度への移行を希望している幼稚園が1施設、2施設は移行していない幼稚園というふうになっております。複雑な表になっておりますけれども、各種それぞれの現行の施設からどのように変化していくかということをお示ししております。

続きまして、資料2-2です。先ほど資料2-1でお示ししております各種施設種別の移行をふまえて、教育・保育における量の見込みに対して供給状況がどうあるかというこ

とをお示ししております。

まず1ページ目からですが、市域全体の今後5年間の量の見込みと意向調査の結果を基にした確保方策についてお示ししております。また、2ページ目以降6ページまでが、今後5年間における地域区分ごとの需給状況を1ページに1年度分ということでお示ししております。7ページ目が全体的な確保方策について説明をしたものをお示ししております。ここでお示ししている供給数というところですが、そちらは施設の利用定員をもとに積算しております。

国の指針では、保育の必要性のある2号、3号認定の子どもの待機児童というのは、平成29年度までに解消することとされておりまして、意向調査により確認している平成27年度、28年度時点での需給状況を基に、各地域区分における供給不足を平成29年度までに解消するべく計画を立てております。また、1号認定子どもについては5ヶ年の計画の中で供給体制を整えることを目指しております。

施設種別の動向のみから需給状況を確認すると、2ページ目をご覧になっていただけたらと思いますが、27年度においても見受けられますけれども、北部を除く全ての区域で、3号認定子どもの供給が不足しているということがわかります。また、南部区域においては、全体的に供給不足ということが確認できました。今後はさらに施設種別の変動が予想されますが、地域ごとに供給確保の方策を考えてまいりたいと思います。

7ページ目に記載しておりますけれども、確保方策としましては①としまして、3号認定であります低年齢児の供給数を増やすような利用定員の再検討や、②としまして、今後、改修施設に定員増の要請をすること。③3号認定こどもの供給確保のために認定こども園や地域型保育事業等の制度を活用し、新規事業参入等で受け入れの増を目指す予定です。以上です。

(有田会長)

はい。ありがとうございました。数字がたくさん並んだご説明でしたけども、このことにつきましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

多くは3号認定のお子さんの確保の方策についてというところが中心になって、今、言われている3点を目指していきながら行政のほうから支援をしていくというところが、大きな捉えと考えるとよろしいでしょうか。

伊野部委員さん、何かございませんか。質問、ご意見等。

(伊野部委員)

トータルで見ると、やはり3号認定のお子さんの受け皿ということで、施設改修時ということで、高知市さんは平成30年度までに木造園舎を中心に建て替えられると。その時に定員増をお願いしてくということでもよろしいわけですね、考え方としては。それと、あと幼稚園さんがどれくらいかということになるかと思えますよね。

(井上委員)

幼稚園さんがどれくらいというのもあれなんですけど、新聞とかでも挙げた手を下ろし

かねない状況が色々報道されていたりしたと思いますが、今後、補助金云々の問題で挙げた手を下ろしたりとかするようなことも考えられるのかなと、どうなのでしょう。高知では特にそういう質問とかは。

(保育幼稚園課 山崎課長)

井上委員さんが言われていたのは、認定こども園を返上するという動きのことではないかと思います。冒頭にありましたような認定こども園返上の動きというのは、認定こども園の定員が300人以上とか非常に多いところにそういう現象というのがおきるというふうに報道では言われておりまして、ただ、国のほうでは、それは今、公定価格の試算ソフトというのがありますが、その計算方法に問題があるのではないかということで、説明会を全国で8月28日に開きまして、2回目も開く予定にしています。

高知市のほうでは、認定こども園の認定を返上するというような話は、認定権は県にあるんですが、こちらのほうとしても相談を受けていない状態です。

(家次委員)

ここの7ページの①、②、③番のところの、③のところの地域型保育事業等の制度を活用しというところ、ここなんだろうなという、あ、そうですよねというふうに私は思いました。3号認定の定員というところを、そう見させていただきました。

(岡林委員)

3号認定が非常に不足しておるということで、ちょっと質問の中にも少し書かせていただきましたけど、いわゆる無認可の保育所の取り扱いについて、当然、この表の中では、いわゆる供給の中に組み込まれておるんですが、それもやむを得ないかなとは思いますが、やはり一度そこは論議をしておいたほうがいいかなと思っています。

いわゆる今回、地域型で無認可の保育所についても一定この制度にのるということを、それから、もう一点、41の数(認可外保育施設数)ですけど、これはいわゆる一定の基準、国の基準がありますよね。認可保育所の目安といいますか、それに準じたものということなのでしょうかね。それを一点お聞きしたいです。

(有田会長)

地域型保育事業のことにつきましてよろしいですか。お願いします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この供給の中にあります認可外保育施設ということになりますが、これも国の量の見込み、それから、提供体制確保の内容の方法の解説のところがありましたように、高知市から公的な支援を受けている施設に限って、提供体制の中に入れることができるということになっております。

その高知市が支援をしている認可外保育施設というところになりますと、最低基準の施

設基準，職員基準，これを満たした施設ということになっています。

(岡林委員)

いわゆる地域型保育，施設基準を持たしておることになります？ということですか？例えば，いわゆる託児所と言われるようなものは，まあ託児所と言っても色々あると思いますですけども，あんまり施設基準とか，いわゆる保育士の配置とかいう，それを下回ったものはないということですね。

(保育幼稚園課 山崎課長)

はい。

(岡林委員)

それともう一点。東部地区はですね，極端に不足しておるんですけど，44 ですかね。ということですけど，特に東部で何かそういうものはありますか？新設，新設というか。あれば教えていただきたいと思うんですけど。

それともう一点ですね。ひょっとお答えできるんだったら。いわゆる市の保育所の考えでおられる役割とか，この新制度にあたって，あれば少し教えていただけたらと思います。あり方検討で検討されたということも知っていますけど。

(有田会長)

では，東部地区の補助についてどのような方策があるのかということと，高知市の保育所をどのように高知市は役割として考えているのかという，この二点につきまして。

(保育幼稚園課 山崎課長)

東部地区については，認定こども園の認定による 3 号認定の定員の調整，それから，既存の保育所等の改築によります定員の増ということで，この供給不足の状態を解消するような計画としています。

それから公立施設につきましては，いわゆるあり方検討委員会，岡林委員さんがおっしゃられた，これは平成 24 年の 3 月の分になるかと思うんですが，その時に，公立保育所の役割というものをいわゆる保育技術の継承であったりとか，あるいは障害児保育とか低年齢児保育とかなどの特別保育の取り組み，こういったものに対して役割というものを提供しております。

この役割を果たしていくというのは，新制度においても変わりがないものというふうに考えておまして，引き続き，職員配置の適正化に努めながら，公立保育所としての役割をできるように運用していきたいと考えております。

(小野委員)

これは，どうしてもですね，ずっと長いことこの会に出ていて，親の立場に立った時にどこをどんなふうに変えたいのか，どこが空いているから，じゃあ，ここを選ぶという

ふうな選び方をしたらいいのかどうかという、ものすごく基本的なところなんです。

私が子育てをした時代でいうと、幼稚園なのか保育園なのかどうかという選ぶ基準というのが、親の立場に立ってこれだけ会に出てもわかりづらいのに、果たして希望の園というのを親がとて選べていいような気はするんですけど、細かい色んな園の特徴というのを打ち出されていくとは思いますが、それが果たしてきちんと保護者のほうにその違いというのがはっきり伝わるのかどうか。

それと、3号認定であったり、いざ今度、自分が子どもを入れたいっていう時に、噂とか評判とかが出て、それも、その地域の中のそういうことに非常に左右されることもあるのではないかなと思ったり、非常に複雑で、何だかもう目の前に来ていることですが、それが、発信がきちんとされるのかということと、その数のバランスが地域にとりてとれてないということの解消が、もちろんさっきのご説明で、改築されるからここは大丈夫であろうとかいうふうなこともおっしゃられましたけれども。これが1年経ち、2年経ち、今度は事業所側が、数はかまえているけれども子どもが集まらないということも考えられるのではないかなという。そのところの、今度は事業所に対する補償であったり、そこがすごく競争にさらされるのではないかなと思ったりも、ちょっと漠然としていて申し訳ないんですが、そんなふうに思いましたが、選べる基準をはっきりして、市として、していただけるのかどうかということをお聞きしたいです。

(有田会長)

この子ども・子育て支援法は、子どもの最善の利益に立ったところで考えているところであって、もちろん保護者の方が安心してお仕事をする。このことについては、子ども達が本当いきいきと元気で暮らせる保育が注がれるからこそ、そこに子ども達の育ちと保護者のニーズがあってということがあろうかと思えますけど、その時に、保護者が選んでいるところの各園の情報提供がきちんとされていかないと、保護者が我が子にとって、どの園が望ましいだろうかということを見ていく大きな視点になろうかと思えますので、そういう情報提供の仕組みなんかは考えていらっしゃいますか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

まず、保護者の方が施設を選ぶ時ということになってくるかと思えます。施設としては確認の基準の中に、例えば運営規定の整備がありまして、その中には教育保育の内容であるとか、そういったものが含まれております。

それから、この確認に関する情報については、都道府県が情報を公開するという仕組みが子ども・子育て支援法の中に設けられています。これがシステムで市と国と県とがつながるかたちで、その情報を流して県が情報公開を行うというふうな仕組みになっています。ちょっとまだ出来上がっていないといえますか、今やっているところなので、全貌がはっきりご説明できないところがあるのですが、それが子ども・子育て支援法の中の仕組みとしてあります。

それと、もう一点、市のほうとしましては、後ほどの事業のところが出てきますが、利用者支援という事業がありまして、この利用者支援の中で、どういう施設があるかという

ことを保護者の方に分かりやすくお伝えしていくというのもこの事業の目的になろうかと思っております。

その前段としましても、今回の新制度においては、質の改善というのが、やはり大きなところになるかと思えます。それが、保育士さんの処遇改善であったり、それをもとにして教育・保育の内容の充実だったりというようなことがこの制度として有効にはたらいいていくように、こちらとしてもそういうところを意識しながら運営をしていきたいと思っております。

次に、事業者側の方になりますが、子どもの数というのが、やはり今後の動向としてわからないところがありまして、今も施設によりましては園児の確保といいますか、そういうのに大変努力されておられたりというようなところはあるかと思えます。

これも地域性とかもありまして、例えば道路が通って利便性が高くなった地域が、非常に印象の高い地域になったりとか、そういうこともあって非常に先が読みにくいところがあるかと思えます。ただ、運営の中では、例えば利用定員を調整、利用定員の変更をしたりということによって運営ができるような給付を受けるような仕組みというのはありますので、その都度その施設の方とも相談しながら、やはり教育の施設ですので、安定的に継続的な運営というのができていくようなことで、どちらのほうも運営支援というものをやっていきたいというふうに思っています。

(筒井委員)

ちょっと、一点質問なんですけども、この量の見込みに対する確保対策というのは、あくまで7月時点での新制度への意向調査というのをもとにやられているということで、先ほどちょっとご質問のあった認定こども園の返上の、新聞なんかもよく読むんですけども、それは今、高知市ではそういう動きはないということなので、変更は今後、あるのかないのかわかりませんが、あくまでもこの時点での意向ということですので、今後、今年度中にはないかもわかりませんが、来年度になって色んな制度が分かってくる、また、この意向も変わってくるかもわかりませんが、見込みのほうも変わってくるかもわからないんですけど、それはその年々で微修正をしていくということによろしいのでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この事業計画というものに掲載されるということになりますので、この事業計画自体は中間の見直しとかというのは想定はされているかと思えます。おそらく施設のほうの移行のこういう新制度のどういう形態に移行するかということについても、やはり様々な要素があって、現在の意向のとおりにならない場合もあると思えますし、それから、提供体制についても、やはりこちらのほうで意向調査による、例えば認定こども園の意向というものを見込んでの提供体制ということになっていきますので、そういったところの数字が増えていくというのは、あくまでも計画ということなのであろうかと思えます。

その見直しの方法については、ちょっとまだ詳しくはできていない状況ではないかと思えます。

(有田会長)

一点だけ。子ども達が途中で行けなくなるなんていう状況は含まれないというかたちは、続けて考えてはいつてくれていますよね。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この制度、今現在の制度もそうですが、今、通園されているお子さんが、制度が変わることによって退園をしなければならないというようなことが、まずそういうことはしないというふうに考えております。

(中西委員)

市全体としての量の確保といいますかね、これについては、もうこれで概ね良いんではないかと思うんですよね。

今から色々な施設が出てきますので、お互い施設間の、例えば今だと幼稚園と保育園だけだったのが、色々出てきますので、事業者間での競争の原理がどれだけはたらくのかというのが必要だと思うんですね。それによって良いところはどんどん人が来るんだけど、あそこの保育園いかんでとなると、あそこの幼稚園いかんでとなると、人は来なくなる。ということが当然出てくると思うんですよね。ブロックじゃなくていわゆる市内って結構、長浜もそう、朝倉で使っていますので、それは当然出てくる。その時に、どう調整するのかなというのが1つ大きな課題だと思います。

それと、私はあんまり量のほうは関心がなくて、質のほうがすごく関心がありまして。量はできたんだと。じゃあ、あと高知市全体の質をどう上げるのかという、ここの部分をやはり、ちょっと今日の資料の最後のほうも書かせていただいたんですが、やはり質をどう担保していくのかという点について、是非この会で多分どこかの機会ではそういう場があるんだろうと思って期待して座らせていただいているんですが、是非、量プラス質というところを是非検討する場を与えていただきたいと思います。

(有田会長)

要望というところで、質の確保について、どこかの場で話ができるような要望をしておくということによろしいですか。

(中西委員)

当然この場は、今、量の話をしているんですが、当然、質の問題もどこかでは議論するところはあるんですよね。児童福祉審議会の委員となりますと、そういう場があるんだろうと思うんですよね。そこまでくるだろうな、それがあるだろうなという期待で参りますので、是非それは外されないだろうとは思っていますので、是非そういう場をこういう場で是非つくっていただきたいと思います。

(新谷委員)

先ほど小野委員さんからもあったように、やはり保護者としては、たくさんの情報が欲

しいですし、どこを選ぶかという選択肢もたくさん欲しいです。また、色んな広報とかそういうものをしっかりしていただきたいのと、どこの幼稚園、保育園が良くて、どこの幼稚園が悪いというのは極力ないほうがいいと思いますし、質を上げるという意味では、先生方の質といますか、先生方にももっとたくさん良い教育をしていただいて、あと、保護者のほうにもこういうふうな、先生方も努力をしているし、施設のほうも努力をしている、高知市のほうもこういう努力をしているというのをわかっていただけるような何か会といますか、そういう意見を取り入れてもらえるような機会があればいいなと思いました。

(有田会長)

同じように、質のことについて、どこかでできていけるようなことを是非お願いしたいと思います。

(宮地委員)

確保方策についてもう少しおうかがいしたいのが、確か幼稚園のほうは認可定員で供給量をみると。それから、保育所のほうは利用定員というか、既にいわゆる認可定員であるけど、弾力的に運営している現状の利用人数でみていくというふうなことがありましたけど、ここはどうなのでしょう。というのは、高知市は確か保育所の認可定員の底上げというか見直しというふうなかたちを取り組まれていると思いますが、そうしてきた時に、この数値がどうなのかというところを一点おうかがいしたい部分がございます。

というのは、今度の制度での利用定員と認可定員の違いというところから考えれば、利用定員は年度毎に変更することが可能であるけれども、認可定員を今後、認可定員を超えることは、上回って園児を入れるということはできないというふうな、いわゆる認可定員がマックスであると、供給量のマックスであるというふうなかたちになってこようかと思うんです。

その時に、今の数値、それから、どうしても出てくる、区分けをしまして出てくるのが広域事業所の問題。事業所内保育所でもどういうふうな調整をするかというかたちで出てきている。ということは非常に数がわかりづらいと思うんですけど、ある程度、これは大まかにいかないと、どこまでやっても、どのエリアに何人いるから、そのエリアからそこに行くというふうな動きはないと思います。以前から言ってますけど。

そういう意味では、是非とも認可定員マックスで供給量というかたちでみていかないと対応しきれないところが出てきはしないか。新たな施設の新設だったりというふうなところに来はしないかと。そこらあたり、言い方はおかしいですけど、ある程度ゆとりをもったというかいい加減な分でやらないと、これは対応しきれんのかなというふうな思いがしていますが、そのへんがいかがなのかというのが一点と。

それから、具体的などころで説明があったかもわかりませんが、27年度の南部エリアで、例えば上の②の供給、高知市確保分で、確認を受けない幼稚園の部分で、1号認定が南部地区で105というふうな数字が出ているけど、この105というのはどういう意味合いなんだろうと、この数字は。そのへんをお聞かせ願いたいというのが一点でございます。この

105 という数字の根拠は何なのか。

というのは、新制度、新制度って言いながら、全ての高知市の子ども達にというふうなところで出てきているというところで、果たして新制度に、実はこの制度の大きな欠陥であろうと思われるのが、私立幼稚園が2種類、この国で制度として残ってしまう。私学助成による私立幼稚園と施設給付による私立幼稚園という2つの制度が出た時に、先ほどの質につながってくる問題でもあろうかと思うんです。ここの競争の原理がはたらくということは、質を低下させること以外に何ものにもないというふうに思えるんです。

というのは、お金の安い高いで施設を選ぶような経過になっていった。そういう競争が働いた時に果たして質が担保していけるのかどうか。そういう私立幼稚園の2つの制度になった時に、国、県、市町村等が、それに公正的な取り扱いが出来るのか、財政的にも、というふうなあたりがひっかかってきます。

これ、私学助成で残るところについては、附帯条件の中に私学助成と就園奨励費をいわゆる施設型供給と同等くらいにするというふうなことが附帯条件についていたと思います。そういうあたりの流れと、それから、今は弾力的運用、例えば公定価格よりも安い分で運営している、授業料が安いと、はるかに安くて格差があると。いっぺんには27年から上げられないというところに対しては、検討を加えながら対応していくというのが出ているけれども、新制度に入ったところにだけ適用していくことがあって、私学助成で残っているところに、非常に制度からもれていくような動きがあるような思いがしますので、是非ともそれが同じ高知市の子に光が当たるようなことを考えていただきたいと思います。長くなりましたが、そのために105という数字は何なのだろうということでおうかがいいたします。以上2点でございます。

(有田会長)

はい。具体的なものがまだ出ていないものもあって、高知市のほうでもまだ検討中のこともあろうかと思いますが、繰り返しません、もし、宮地委員の言っている中でお答えできる点がありましたら、お願いいたします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

まず一定の利用定員と認可定員のところになるかと思いますが、こちらの供給のところですね。提供体制の確保の分につきましては、施設のほうに対する意向調査によって利用定員をお聞きして、その利用定員を入れていく状態になっています。

先ほど認可定員、利用定員のところのお話で、認可定員を超えて入所もできませんし、認可定員を超えて利用定員の設定ができないというルールがある中にはなりますので、当然、認可定員、利用定員を反映したかたちでの供給の体制ということに出てきます。

つまり、認可定員をどのように設定できるかということ施設の方にもお話をさせていただいたうえで、保育所であれば、そのうえでの利用定員の設定ということで、供給の体制の中に入れ込んでいくという作業でやっています。

(宮地委員)

いや、ここに出てきている数字が、幼稚園のほうは認可定員ですよ。

(保育幼稚園課 山崎課長)

幼稚園は利用定員です。

(宮地委員)

利用定員です？

(保育幼稚園課 山崎課長)

はい。

(宮地委員)

じゃあ、前段で当初の会議で言われていた認可定員ということではなくて。

(保育幼稚園課)

はい。当初の会では、量の見込みの部分のところでしたので、供給の体制のところでは定員を仮に入れていたということで、今回は利用定員を意向調査でお聞きをしていますので、その数字を入れています。

(宮地委員)

わかりました。利用定員で供給量はみているということですね。

(保育幼稚園課 山崎課長)

はい。次、二点目といいますか、105 という数字ですね。この105については、これも意向調査によって、確認を受けずに運営する幼稚園の利用定員といいますか、これは定員数というところになるかと思えますけど。

(宮地委員)

利用定員というのは変わっていくはずなのに、利用定員というのは、これ、お金とも関わっています。だから利用定員を恒常的に120%、2年間にわたって120%超えなければ、その利用定員でいけるというルールがあるはずなんですよ。

そうすると利用定員は認可定員とイコールではないということになると、非常にミニマムな数字になる可能性がある。ミニマムな分でそれを供給量とするのかどうか。そこを今後どんなふうにお考えかお聞かせください。

(保育幼稚園課 山崎課長)

特にその2号、3号、いわゆる保育所で言いますと、利用定員を超えて受け入れをするということは新制度においては認められていますので、おっしゃるとおり、その利用定員でいくと提供体制のほう小さい数字になってしまう可能性はあるかと思っています。

(宮地委員)

1号だって利用定員は20%増しでいける。

(保育幼稚園課 山崎課長)

利用定員の数字より実際の提供体制のほうが大きいということになるかと思いますが、その場合ですね。

(宮地委員)

今後、予定人数との割合、どうなるのかなと疑問だったのでおうかがいしたんです。需要と供給の関係が非常に定まらんなと思って。

(保育幼稚園課 山崎課長)

おっしゃるとおりのところがありまして、その利用定員というのが、弾力運用が認められておった段階で、その供給体制というところに利用定員をそのまま入れますと、ひょっとしたら供給量を超えた供給が可能な状態ということになってきますので、つまり、その供給が過剰というほどにならないかもしれませんが、多いという傾向が出てくるかもしれません。

そこは、おそらく中間の見直しの段階とかもあるかと思いますが、そういった時に現在の、一定この計画を運用して、その後に修正をかけていくべきところになってくる可能性があるというふうには思っています。

(宮地委員)

そうすると、需要と供給の状況というのが、▲(供給不足)が違ってくる公算が出てくるということで、非常に検討していく部分があるわけです、是非そのへんをどちらか、より実際に近い分になっていくか、ご検討いただければということで、考え方としてはそうやって修正を加えていくということですけど、ミニマムで今後、利用定員と実際の実数というのは、やはり違ってくる条件はあると思います。

だから、最大で20は増えているところだって出てくるだろうし、それより利用定員どおりでいくところも出てくるだろうけれども、それ以上に認可定員という部分で受け入れはできる体制があるというところと、おさえは、ちょっと私はどうかなと思いますけど、今後検討がた、よろしく願います。

で、もう一点お答え願えれば。その新制度外のところと新制度、子どもの扱いはどうなるのか、全ての家庭にと言いながらというあたりをお答えいただければと思います。

(保育幼稚園課 山崎課長)

私学助成と施設型給付ということで宮地委員さん、おっしゃられていたと思います。

ここの部分になると、国の決めるところになってくるかと思うんですが、文科省のほうでは、私学助成については国の言っていることをそのまま申し上げます、私学助成につ

いても新制度における質の向上、それに見合う額について国の予算編成過程、そういう中でやっていくという、国からそういう情報は出ている、そのところくらいしかちょっと申し上げられなくて申し訳ないんですが。ということになるかと思えます。

(宮地委員)

高知市の対応として、そのへんはどうするのかというあたりです、おうかがいしたいのは。

(保育幼稚園課 山崎課長)

高知市のほうとしましては、私学助成自体は県のほうから出るということになりまして、幼稚園就園奨励費での対応がメインになってくるかと思えます。これについては、今現在もそうなんですけど、国基準は出すという方針でやっていきたいと思っております。

(宮地委員)

市の基準がありますよね、保育所の分と。第2子、国基準は半額であるところが、無料にしているというあたりと、そのへんとの整合性というか。今、施設型給付の保育所だったら、101,000円くらいが国基準で支給されていますね。で、給付型の幼稚園が25,700円(月額)というかたちで示されていますが、それに対して、当然、高知市としての対応がとられているだろうと思えますし、そういうところで、新制度のほうだけにいくと漏れるところが出てくると、今度、金額的な問題が出てきて質への悪しき影響がないかなという思いがしますので、そのへんのご検討を是非ともお願いしたいと。

というのは、全ての子育て家庭にという、全ての高知市の子どもにというふうな中にある時に、お金で大学入学と同じで金が無いから行けない、そこから職に就けないというふうなところへつながっていく一歩になるかと思えますので、是非ともそれが質の改善につながってくることにつながると思えますので、是非ともご検討をお願いしたいということで。答えてくださいとは言いませんので。

(有田会長)

これが始まった時から、両方、幼稚園の制度と保育所の制度は全く違うところから始まっていて、そののところをお互いにどれだけ理解しあいながらわかるか、私自身も十分わかっていないところがあって、意見を聞いている中で、そこは私もわからなかったところ、たくさんあります。

そういうところ、ここで話していく中で少しずつ具体が出てくる中で、こういうところはもう少し検討の必要があるのではないか。このところはもう少し全体の流れやら全体をみていきながら考えていく、検討の余地があるのではないかとか取捨選択できるところだろうと思えますので、そのところをこれから先、具体的に話していきたいと思えますので、また、そういうご意見がありましたら是非、事務局のほうに具体的に出していただくと、事務局のほうにもそのことについては全く考えていなかったけども考える必要がある、検討の必要があるかということがあろうかと思えますので、是非、委員の皆様、

ご意見等々、事務局のほうに出していただきながら、事務局のほうも検討の課題に入れていただくようお願いしたいと思います。

(神家委員)

この会、欠席ばかりで申し訳ございません。まずそこをお詫びしたうえで。

ここでの検討の内容は量の見込み、その需要供給の関係ということで検討されていると思います。非常に不確定な要素がたくさんある中でその量、数をはかっていかなければいけないという大変難しさがあると思います。

色々な要素をふまえないといけないわけですが、これで1つの量だけを確定しようというのはかなり難しいことがあるだろうと思います。ですから、その条件や要素によって大きいほうにとるか、それから非常に少ないほうにとるか、それから、どういう変化をするかというある程度のところで、幾つかのシミュレーションを何通りかして、それに対応することが必要ではないかなと私は感じております。

実際、動いて、始まってみなければわからないところもあるだろうとは思いますが、色々な要素をふまえた中で、こういう量の見込み、また、こういうようにとらえた場合にはこういう量の見込みということで。実際にはそれができるかどうかわかりませんが、それに近いところで見通しを立てて組んでおく必要はあるんだろうと思います。1つに固定化してしまうのは危険性があるのではないかなと感じがいたします。感想的なところで申し訳ございません。

(有田会長)

これから、まだこの会議の中で出てくることもあろうかと思いますが、ひとまず、この保育・教育の確保方策のことにつきましては、一旦ここで切りたいと思います。

(伊野部委員)

会長、すみません、一言だけちょっと。

(有田会長)

はい。伊野部委員さん。

(伊野部委員)

全体的な高知市の流れとしては、今、私の感じでは、高知市の西部とそれから北部のほうに人口が移っているのではないかな、例の浸水予想の関係で。そういった動きは多分、行政だったらわかっていると思いますが、その件と、それから3号認定、これは前から言われているんですが、ある程度充足したと思ったらまた足りなくなる。というのは、保育所に入れると思ったら働ける、また働こうと思う人ができてくるということもずっと過去つながってきていますので、特に3号認定、今、足りない状況ですけど、そのへんも含んで、このとおり毎年10人ずつ減るような関係、これは出生率の関係もあるかもしれませんが、出世率が減ったからって、イコール保育所へ入る人が減るわけじゃなくて、逆に過

去では人口が減っていきつつも、だけど、保育所へ入れるんだったら働こうと、その人がまた入れなくなって待機児童になるという繰り返しがあっていますので、そのへん3号認定については、そのへん余分をみたような状況、余裕をみたような体制にしておいたほうが、今後いいんじゃないかなというようなことを言わせていただきます。

地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

(有田会長)

続きまして、議事の(3)の地域子ども・子育て支援事業の確保方策につきまして、事務局のほうからご説明のほうをお願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

資料3-1の1ですけれども、1ページめくっていただきまして、一覧の中、2-1、2-2、幼稚園における一時預かり事業について説明させていただきたいと思います。

幼稚園における一時預かり事業、3ページ目に量の見込みと確保方策についてお示ししております。

2-1、2-2でそれぞれ1号認定による利用、2号認定による利用ということで分けてお示ししておりますけれども、まず、2-1、1号認定による利用。本事業は、保育所の一時預かり事業とは異なり、利用要件や日数等に制限がないため希望があれば利用可能な状態です。国の手引きをもとにした量の見込みの推計をこのため採用したいというふうに考えております。

同じく、2号認定についても同じで、同様に保育所の一時預かりとは違い、希望があれば利用できるということになっており、そのまま国の手引きどおり量の見込みを採用したいということにしております。

その確保方策についてですけれども、需給状況としては年間の利用可能延べ人数というのが、まず必要かということで算出しております。幼稚園の定員4,685人×開設日数39週×週5日ということで算出しますと、延べ数としては913,575(人日)ということになります。

ここで表の中にお示ししております量の見込みの推計値を大きく上回る供給体制が上限値として見込むことが出来るため、確保方策としては確保方策を意向調査見込みとしてお示ししております。

なお、子ども・子育て支援制度の施行により、幼稚園が認定こども園に移行する場合があります、2号認定子どもの利用定員が増加し、1号認定子どもの利用定員が減少するということが考えられますが、2号認定子どもとして利用可能となるため今回は考慮しないこととしております。

(有田会長)

はい。今のご説明につきましてご質問、ご意見ございませんか。

(宮地委員)

1つ教えてもらえませんか。「人日」って書いた分は何と読んでどういう意味です？

それから、「日人」と書いた分もあるんだけど、どういう意味で、出てくる分で、すみません。辞書も引かずに聞いております。

(保育幼稚園課 山崎課長)

1日あたり的人数でして、読み方は「にんにち」となって、指すのは1日あたり的人数ですね。それを延べ人数として年間の日数を掛けた分ということになるかと思えます。

(宮地委員)

「日人」も同じですか。いただいた分の5ページの。

(保育幼稚園課 山崎課長)

5ページ目に「日人」とありますが、これすみません、「人日」の間違いです。

(宮地委員)

普段聞き慣れん言葉なので、どうなのだろうと。

「人日」で。造成ワード？じゃなく。

(こども未来部 松村副部長)

使います。

(宮地委員)

そうですか。わかりました。

(有田会長)

他にございませんか。

先ほどの一時預かり事業についてのご質問、ご意見ございませんか。

なければ、次の議事に。

(宮地委員)

いつ頃、利用量というのは決まります？

というのは、ここで言うことかどうか別ですけど、非常に私立幼稚園の経営者達は困っているんです。要するに推定で募集をしなければいけない。国はこの事業で確実に預かり保育をしている人達が漏れないようにしたいということで進めているけれども、市町村単価が出ない、まだ。いつぐらいになるか、ちょっとこの場で聞くことではないかもしれないけど、見通しでもわかりましたら。

市町村が決定したら多少の誤差はありますとか、国の基準値にあわせて国も決まります

みたいなことで、実にいい加減に親に周知をしなければいけないということで非常に困っている部分があるんです。

こういうところを解決していかないと、本当にこの制度をやっていく側としては、とても難しいことだろうと。質の確保。運営すらあやふやであれば、そこから質をとというのは非常に難しい問題なので、分かる範囲でお答えいただければと思います。

(保育幼稚園課 山崎課長)

言われているのは、新制度の保育料のことになるかと思いますが。新制度の保育料は子ども・子育て支援法の中で、国が政令で定める額を限度として市町村が定めるということにされております。この国が定める限度額というのが、実はまだイメージしか示されていません。そのイメージが5月26日の国の子ども・子育て会議の資料の中で、先ほど宮地委員さんが言われていた25,700円ですね。それが示されておるような状況です。

国のほうとしては、利用者負担については現行制度と大きく変わらないというそういう説明しか今のところ、していない状態でして、実際にその国が定める限度額というのが決まるのが、国の平成27年度の予算編成作業の中で決まるというふうにされております。

つまり、例年でいいますと年明けというようなことになろうかと思いますが。その段階で上限が決まりましたら、その範囲内で市町村が定める額というのを決める必要がありますので、それが、しかも予算案件にももちろんなりますので議決が必要ということになりまして、1月以降の分でいいますと27年の3月議会ということになろうかと思っております。

(宮地委員)

わかりました。全てがその調子ですね。

(有田会長)

幼稚園における預かり事業に、やはり預かり事業については期待が大きいわけですよ。

ここの幼稚園による預かり保育は、保育所等での一時預かりと異なり、事業の範囲内であれば利用要件や日数等に制限がないため、希望があれば利用が可能な状況であることから、一時保育ってわりと、希望が多いサービスではあったわけですけど、そのところを補うのに幼稚園の預かり保育を活用するということになっていくのではないかと思われまじくても、そこで補えるいわゆる状況というのはあるんですか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

幼稚園の一時預かり事業というのが、今回この新制度で創設されるようになります。内容的に見ますと、在籍園児と園児以外の子どもの一時的預かりもあわせて実施が可能となっております。非常に幅の広いものになるのではないかと考えています。

ただですね、この事業を運営する経費がどういうふうになるかということが、まだこれもわかっていない状態になっておりまして、これも国の幼稚園型の一時的預かり事業の、おそらく13事業の中にありますので、その補助事業の交付要綱ですね、そういったものが出ないと、事業の要件であるとかその事業の財政的な支援がどれくらいあるか、そういった

ことが不明な状態になっています。これが早く明らかになればいいところなんですが、これもおそらく平成 27 年度の国の予算編成過程の中で決まっていくものではないかというふうに考えています。以上です。

(有田会長)

他にございせんか。

では、続きまして、議事(3)の地域子ども・子育て支援事業の確保方策の放課後児童の健全育成事業につきましてお願いします。

(子ども育成課 田中補佐)

私のほうからは、資料3-1の6ページ、7ページについてご説明をさせていただきたいと思います。放課後児童健全育成事業の量の見込みに対する確保方策についてでございます。

6ページのほうには今まで説明させていただきました量の見込みの算出方法、低学年、高学年ともに本市独自の方法で算出させていただいているものを記載したものですけれども、それによって7ページ上段のほうに量の見込みと供給のほうを掲載させていただいております。

なお、前回、そうさせていただきました資料のほうから改めて地域全体、全学年での様子を把握していただくために合算した数字を新しく掲載をさせていただいております。

中段にあります供給体制の確保の内容でございますが、まず、最初のところですが、低学年の供給量につきましては、現在のように待機児童を発生させない対応を継続していくため、各年度の量の見込みを補えるようにしていくこととしております。これによりまして、量の見込みに対して供給が全て足る量としております。

それにつきましては低学年における平成 27 年度までに増設が必要と見込まれる児童クラブ数は、現在の 71 クラブに加え、公設と同等の規模で計算した場合は 4 クラブ程度が必要と見込まれますので、26 年度中に民間による児童クラブの開設も含め確保していきたいと考えております。

さらに、高学年につきましては、④でございますが、新たな供給体制を確保する必要がありますので、先ほど説明しました増設の全 75 クラブに対しまして、平成 27 年度から 29 年度までは毎年度段階的に各クラブに 1 人ずつ程度入会可能としていった場合、平成 30 年度と平成 31 年度までに最終的には量の見込み全体を補えるようにしていくとしたものでございます。このように平成 31 年度に見込まれている児童数に対しては、民間児童クラブの開設を含めて供給の体制を確保することとさせていただいております。

また、その場合なんですけれども、平成 31 年度に確保すべき児童クラブ数は、基準条例によって新設される児童クラブの定員にもよりますけれども、現在の 71 クラブに加え、全学年対象で考えた場合、さらに公設と同等の規模で計算した場合は、およそ 45 クラブ程度が必要と見込まれるところです。

なお、基準条例につきましてですけれども、この 9 月議会定例会のほうに基準条例案を提案させていただく予定としておりますけれども、その中にあります 1 人当たり 5.165 ㎡

以上といった専用区画の面積，さらには概ね 40 人以下とするといった定員につきましては，これを直ちに適用した場合，低学年においても待機児童が生じるおそれがあると考えられるため，当面の間の経過措置を設ける条例案と考えておるところでございます。

なお，校区毎の確保見込み数等は別表とさせていただいておりますが，資料の終わりのほうにあります 19 ページをご覧くださいと思います。こちらに A 3 の横長に掲載させていただいておりますのが，低学年高学年あわせた全数での校区毎の見込み数でございます。

左の端に学校の校区をそれぞれ書かせていただいておりますけれども，その隣に平成 26 年度現在の状況をまず当初のクラブ数として 71 クラブ，それぞれ記載させていただいておりますが，その隣に平成 27 年度それぞれの校区で見込まれるクラブ数というのが総数で 75 クラブとなっております。そのために平成 26 年度中に 4 クラブの増設が必要なのではないかと見込んでおるところでございます。なお，この 4 増設というのは 6 増 2 減を思っているところでございます。

さらに，年度とばしまして右の端には，計画期間最終年度，平成 31 年度の状況を掲載させていただいておりますけれども，この場合，クラブ数は全数で 116 クラブ，平成 26 年度当初と比較しますと 45 クラブの増設が最大で見込まれるというふうに考えておるところでございます。

以上が確保方策の内容でございますが，前回，資料を送付させていただきました時に，委員の皆さんからいただいた意見につきましての回答を少し紹介させていただきたいと思っております。

議事関連資料，第 3 回高知市子ども・子育て支援会議・議事内容に対するご意見等に対する回答についてですが，4 ページ，ナンバー 14 以降が，放課後児童健全育成事業についてのご意見をいただいた部分です。それについての回答を右のほうに掲載させていただいております。

ご質問では主に高学年に対する整備の件，放課後子ども教室の連携の意見，民間事業者に関する意見等々を主に委員の皆様から多くいただいております。

まず，高学年に対する整備の件についてですけれども，高学年につきましては，先ほどもご説明をさせていただきましたように，計画期間中には入会を希望する全ての児童が利用できる体制を確保したいと考えておるところです。なお，計画期間の当初につきましては，低学年の待機を発生させないように，そういったこれまでの取り組みを継続して優先していきたいというふうに考えているところでございます。

放課後子ども教室の連携につきましてなんですけれども，質問 18 のところでも 6 ページの一番上にも書かせていただいておりますけれども，放課後子ども教室との連携はどのように考えていくのかというところですが，児童クラブと放課後子ども教室はともに子どもの放課後における安心安全な居場所として実施しております。それぞれの長所を活かした運営を行うとともに国から示された放課後子ども総合プランの中に提唱されています両者の一体的な運営なども含めて，今後，教育委員会とともに検討していきたいと考えておるところでございます。

また，民間事業者に関するご意見につきましては，いくつかいただいておりますが，質

問ナンバー16 番のところでご説明させていただきますと、民間事業者は昨年来より数件のお問い合わせをいただいておりますけれども、新制度では、事業者のほうは市に届出を行うことによって開設することができますけれども、先ほど説明しました設備及び運営に関する基準、これを遵守していただくこととなっております。

なお、その他の質問につきましては、またお目通しをいただければ幸いですと考えております。説明は以上とさせていただきます。

(有田会長)

たくさんのご意見、出ておりますけれども、先ほどのご報告につきましてご意見、ご質問ありませんか。

(井上委員)

この別表の、19 ページの分ですけれども、あくまで見込みの数で増設と減と書かれていますが、これはこの申し込みがあった時点で柔軟に対応していくということによろしいですか。

(子ども育成課 田中補佐)

対象学年は小学校1年生から6年生ということになっておりますので、申し込みは全年を受け付けさせていただきたいと思っております。それに対しての見込み数が、この表にそれぞれ掲載させていただいているところなんですけれども、特に計画下の、はじめの平成27年度等につきましては、供給量を75という数字とさせていただきます。

低学年につきましては、見込み数は3,501人に対して供給量は待機を発生させない取り組みを継続するために全数とさせていただきますと差は0ですけれども、平成27年度当初から直ちに全数に対する確保方策は、なかなか現実的に困難なケースも考えられるために、高学年については一定申請の様子を見守っていく必要があると思っております。そのため、供給は全クラブに、例えば1人ずつ入会できるとした場合は75ということで、差が1,028という量となっております。

定員に対して申し込みが各クラブそれぞれいっぱいだったり隙間があったりするために、高学年のお子さんも定員に余裕がある場合は受け入れをさせていただくことは可能になってくると思いますけれども、そうでない場合も若干想定されているものでございます。

(井上委員)

ということは各児童クラブによって差が出てくるということですね。高学年が受け入れをしているクラブがあったりとか。

(子ども育成課 田中補佐)

確かに、学校、クラブによりまして差は出てくるかは考えております。

(井上委員)

児童クラブが大きく変化していく中で、非常に児童クラブにかけられる時間が少ないというのがとても気になってはいるんですけども。高学年、今までになかったことで、書かせていただきましたけれども、その中で考えていくのが大変な作業ではあったと思うんですけども、低学年の中にいきなり高学年が入って、指導員の方々もなかなか大変な状況ではあると、預けたい保護者の意見もあるというところで、ただ、現状のままいくのはなかなか厳しいのではないかとはい思うんですが、どうですかね。書かれておりますけれどね、別にするのは難しいとかいう話もあります。

(子ども育成課 田中補佐)

確かに、今まで高知市においては低学年を対象にしております、高学年の入会はございませんでしたので、高学年に対しては新たな供給体制を確保していくということになるわけなんですけれども、高学年と低学年とを分けての供給体制を確保してくというのは、なかなか現実的に困難なところがあると考えておりますので、かたちとしては、それは必ずそうなるに限ったわけではございませんけれども、低学年と同じ過ごし方を基本的にさせていただくことになると思います。

ただ、確かに高学年のお子さんにとっては、低学年のお子さんと一緒に過ごすことは、それぞれ考え方、成長の差もございますし、色々心配されることもありますけれども、そういったところはマイナスの要素だけではなくて、お互いに思いやりとか配慮をすることで、高学年特有のそういったところも期待されることもあると思いますので、そういった利点なども十分活かしながら、安定的な運営をしていけるように現場とともに考えていきたい、このように考えております。

(有田会長)

良さを活かすというところは、まさに質の問題になってくるんだらうと思うんですけども、そのところで、民間というのはどういうものですか。

(子ども育成課 田中補佐)

民間というのは民間事業者という意味合いなんでございますけれども、高知市の場合は今のところ、公設、公営、市が設置をして市が運営をしている。一部は市が設置して運営を委託しているケースもございますけれども、放課後児童クラブのほうは、申しあげましたように民間事業者のほうも届出を行うことで事業を行うことができるということになりました。

そのため、市以外のいわゆる民間の方がその事業を請け負ってやっていく、運営していくということも今後十分あり得るし、そこを期待していきたいというふうには考えているところです。

(井上委員)

できることになったということなんですけれども、今の公設公営でやっている、子どもの情緒的な関わりであるとか、人が人を育てている環境の中で、民間事業者については、

保護者負担金は民間の児童クラブが設定することができるとなっておりますが、そうなる
と、やはり安い金額でとかいうことで、質の低下であるとかいうことが心配するところ
はあります。

やはり、子どもの安全だけではなく、様々なことを経験させて豊かに子どもの育ちに関
して指導員の方々が努力しているところではあると思いますので、そのところの質の低
下につながらないように、そこは是非お願いいたしたいところです。

(有田会長)

そういうところのご検討を是非、つくる時にあたってはお願いしたいという要望で。

(子ども育成課 田中補佐)

はい、そういった部分も、国の基準にも定められておりますし、今度改めて制定する市
の条例のほうでもその理念、書かせていただいておりますので、十分配慮していきたいと
いうふうに考えております。

(中西委員)

質のことばかり言って申し訳ないんですが、その資料の7ページの、その他、全体計画、
20のところの③に私、書かせていただいているんですが、放課後児童については、今、公
設公営ですので、市がやっているものですから学校を中心にやっていると思いますが、で
できれば老人ホームですね、老人ホームに併設していくということで、子どもとお年寄りの
交流をやる中で子どもを成長させていくという1つの案ができるんですね。

私、ちょっと昔やっていた時に、春野の方だったんですが、民間でやはり、業者あるん
ですね。そうしたら月8万払っているわけですね。春野までタクシーが迎えに来て、そし
て高知の民間の業者が来て、そこへお母さんが8時頃に迎えに来て帰っていくという、そ
れで月8万くらい払っている家庭がありました。

それで、預らせていただいて、学校が終わったら施設に来て、それで宿題もして一緒
にご飯も食べて、そしてお母さんが8時頃に迎えに来てやらせてあげました。すごく子
どもも喜ぶしお年寄りも元気になるんですね。

なかなか、相手があることですからあれですが、民間もやってかまわないし、それから
補助金が社会福祉法人も出せるということになっていきますので、できたら、そういうアピ
ールですね。市がやるものですから、市の小学校にやるということはどうしても中心にな
ると思うんですが、そういうのを民間の社会福祉法人に是非アピールしていただいて、是
非、次の世代を担う子ども達の交流、異世代の交流ですね。

それから、先ほど、低学年と高学年の異世代のことにに関して。今の縦割りで全部いっ
てしまっていて、やはり上下の関係というのはすごく増えています。こういうところでやはり上
下の関係の中で、おにいちゃん、おねえちゃんが下の子どもをみて、おにいちゃん、おね
えちゃんのことを真似て子ども達が成長していくという、すごく良い環境だと思いますの
で。そこで指導される先生方が大変だと思うんですが、その視点も是非入れていただいて
運営していただきたいと思います。

(有田会長)

色々な取り組みがあって、システムもあると思いますけど、それを今までの考え方だけで考えるのではなくて、多様な考え方を少し柔軟に考えていただきながら、保護者の方も安心して預けられる、子どもにとってもそこに行きたい、そこに行く落ち着いた安心して過ごせるんだという場を高知市のほうで本当に色々なところから検討されて、より良い中身、井上委員さんが言われたように、安心して子ども達が過ごせる時間というのがまさにこの高知市の目指すものの目標につながっているところがあると思いますので、柔軟な、多様なアイデアを是非入れていただきたいと思います。

(小野委員)

私は追手前小学校のほうに子どもを通わせておりましたので、以前、放課後児童クラブというものが無かった学校でした。小規模校が、この表で見ても34番から下の小規模校については設置がされてないと思います。

その当時に自分達が立ち上げて、放課後児童クラブの代わりのもので校庭開放というものを運営しました。それは指導員というかたちではなく、指導員というよりも安全管理員という名前で、子ども達を見守る大人の常駐ということだけを考えて、放課後の安全な校庭で、参加したい子どもが1年から6年まで誰がどれだけおってもかまんという非常に自由な空間で、先ほどおっしゃっておられた上級生が下級生の面倒をみるとか、そういうふうなかたちの中。

それから、そこには勉強を組み込まない。あくまでも子どもの自分の意思でそこに居るという非常に、昔、自分達が育った公園がその校庭に来たというふうな感覚でとらえていただいたらわかると思いますが。その中に本当は地域の大人にどんどん入って来ていただいて子ども達を見守ってもらいたいという働きかけをしたのですが、そこまでなかなか届かず、どうしても安全管理員さんという2名の方だけの見守りだけで過ごした数年間でした。

けれども、子ども達にとったら非常に豊かな時間を持てたと思います。まず、外で自由に遊べるということができたということ。今は公園だとボール遊びができませんよね。ボール遊びもできます。何でもできます。その中にケンカもありました。ケンカにはできるだけ管理員さんには入っていただかないように堪えてもらうようお願いをしました。どうしても大人というのは、先ほどから言っておられるように指導をいたしますよね。指導をしていくということは、なかなかその目の前で見てることでは判断できないことで、過ちをおかすことが大人の場合もあるわけです。だから、できるだけ子ども同士で育っていくような工夫をしていった中で、子どもは非常に体力もつきましたし、色々なことを人間関係も勉強していったと思います。

だから、それがこういう中でどのようにそういうかたちも組み込んでいっていただけののかなというのが、私はやはり、自分がやったことをこのように勧めるのも何ですが、子どもにとったら本当によかったと思いますので。

今、はりまやばし学校でもかろうじてやってもらっていると思いますが、そんなかたち

も学校の校庭を使う，そこで自由に遊ぶというふうな私たちも，そこにまた地域の方にも参加していただけるような，それこそ地域が子どもを育てるという視点からも1つ，是非この校庭開放は続けていただきたいことですので，他の学校でも取り組んでいただけたら非常にうれしいと思います。

(有田会長)

こういうことも具体的に色んなことをとりあげていただけることがあろうかと思っておりますので，ご意見，ご希望ありましたら，また，どうぞ事務局のほうまでお知らせをいただきたいと思っております。

続きまして，同じ議事(3)③のその他の事業につきまして，よろしく申し上げます。

(子育て給付課 三吉係長)

私からはその他の事業ということで，地域子ども・子育て支援事業の確保方策について先ほど説明をさせていただきました幼稚園における一時預かり事業，それと放課後児童健全育成事業以外の分について説明をさせていただきます。

引き続き資料3-1のほうをご覧くださいと思います。

各事業の確保方策については，7月1日の子ども・子育て支援会議において提供体制の内容を説明させていただいております。今回は何年度に提供体制を整備していくのかということと平成27年度から31年度までの各年度の供給値について説明をさせていただきます。

なお，各事業の内容と前回説明させていただいた確保方策で変更が無い部分の説明については，時間の都合上，省略させていただきますのでご了承ください。

それでは，まず，1 時間外保育事業です。2 ページをご覧くださいませでしょうか。

まず，訂正のほうを少しさせていただければと思うんですが，ページ一番下の表1の中に合計の数字が誤っていましたがございます。一番右の最多利用実績による利用者見込みという欄になりますが，この市域全域のところ，2,922 というふうに7月1日の資料にはなっておりまして，こちらのほうは合計値が2,921になります。そちらのほうを訂正させていただきますと思います。

この事業については，東部区域においては供給不足になるという見込みがありますので，平成31年度から1施設の新規事業参入で補うということで考えております。

なお，各年度の供給値については，表1の右端の，先ほど説明しました欄，最多利用実績による利用者見込みの数値をそのままあてはめさせていただいて，東部区域については，31年度に841という数で供給を満たしていくというかたちを考えております。

なお，北部区域については，量の見込みに対して公立の保育園で補うこととさせていただいておりますので，量の見込みの値と同じ数値をそのままあてはめさせていただいております。

次に2-3，一時預かり事業(その他)の分についてです。5 ページをご覧ください。

この事業については供給不足が見込まれております。2施設の事業実施を行うことでこれを補っていくというふうに前回提案させていただいておりますので，具体的に平成28年

度と 31 年度からそれぞれ事業実施がされるように目指していききたいというふうに考えております。なお、各年度の供給値については、5 ページの一番上の表になりますけれども、それぞれの 28 年、31 年度の事業実施による数値を反映させていただいております。この数値については、中ほどの平均延べ利用数という数字を足し合わせて、最終的に 31 年度で供給を満たすような数字を入れさせていただいております。

先ほどご指摘のありました平均延べ利用数のところも「日人」になっているところは、「人日」の間違いでありますので、この場で訂正をさせていただきたいかと思っております。

次に、4 番の地域子育て支援拠点事業についてです。9 ページをご覧くださいませでしょうか。

この事業については、31 年度における供給不足というのはありませんけれども、これから子育て支援の体制の充実をさらにさせていききたいということで、施設数が比較的少ない、鏡・土佐山地域を除く北部及び東部地域にそれぞれ 1 箇所、新たな施設整備を目指すということを考えています。今回、29 年度に東部地域に 1 施設、31 年度に北部地域で 1 施設の整備を目指していただきたいというふうに考えております。

なお、各年度の供給値及び施設数については、この施設整備による数値のほうを反映させていただいたものとしております。上の表の中に反映をさせております。

続きまして、5 番の病児・病後児保育事業にまいります。11 ページをご覧ください。

この事業については、こちらのほうも供給不足というふうに今のところ考えておりますので、6 人定員規模の新たな事業実施で補うというふうに前回提案をさせていただいております。施設整備をしていく年度としては 31 年度からということで事業実施を目指していききたいというふうに考えております。この 31 年度に事業実施をして供給を満たすという数値を上表のほうに反映をさせていただいております。

続きまして、6 番の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の事業と 7 番、子育て短期支援事業、12 ページと 13 ページをご覧ください。

この 2 つの事業については、現時点では供給体制は確保されているというふうに考えております。各年度の供給値は、現在考えられるような供給の値を 31 年度まで維持できるものというふうに考えております。その数字を表のほうに記載させていただいております。

次に、8 番の養育支援訪問事業、9 番妊婦健康診査、10 番乳児家庭全戸訪問事業。この 3 つの事業については、国の手引きによって確保方策は供給値ではなくて実施体制などを記載するということになっています。

まず、14 ページの養育支援訪問事業については、前回提案させていただいた内容から変更はありません。15 ページの妊婦健康診査については、前回、7 月 1 日から提案させていただいた内容からさらに具体的に記述に変更させていただいております。内容については変更はありません。次に、16 ページにうつりまして、乳児家庭全戸訪問事業については、7 月 1 日の人数として 21 人というふうになっておりますので、その人数に変更をさせていただきたいと思っております。

次に最後になりますが、利用者支援事業です。17 ページのほうをご覧ください。

この事業については、量の見込み、1 施設に対して 27 年度から既存の窓口において事業実施を利用者支援事業の実施を目指していききたいというふうに考えております。27 年度か

ら実施をさせていただきますので、各年度の供給の値については 27 年度から 1 つずつ 31 年度まで全部入れていくというかたちで提示をさせていただきます。

いずれにいたしましても、31 年度までにどの事業も供給体制は確保していくというかたちで高知市のほうでは取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明は終わらせていただきます。

(有田会長)

ありがとうございます。この部分につきましてご意見、ご質問はございませんか。

(井上委員)

ファミリー・サポート・センターについてですけど、依頼会員、援助会員の拡充を課題となっているということについて、そこをお聞きしたいのですが。

(子ども育成課 田中補佐)

12 ページのファミリー・サポート・センターでございますけども、量の見込みに対しての供給量は、例えば平成 27 年度は 3,172 の見込みに対して供給量 3,172、現状で供給は十分足りているとさせていただきますけれども、援助会員と依頼会員、それぞれに年度毎に、下に書いておりますが、変動が実際ございます。安定的な供給体制を確保するためには、なお、特に援助会員のほうの供給体制が必要になってまいりますので、さらなる拡充を目指していきたいというふうに考えているところです。

(井上委員)

援助会員はこれから減っていくんですね。今、足りている。

(子ども育成課 田中補佐)

十分足りてはおりますけれども、やはり、色々これからニーズもさらに多様化してくることも当然考えられてくるわけですから、依頼はですね。そういったところに安定的に供給体制を確保していくためには、更なる援助会員の拡充が見込まれるというところがございます。

(井上委員)

これ、ニーズ調査の時に、本当にニーズがなかったというか実際とかけはなれた数字だったと思うんですけども、知らないんですかね。平成 16 年度からの事業でしたかね。周知されていないようなイメージをすごく感じたんですけども、これは委託しているファミリー・サポート・センター自身がもうちょっと宣伝をしていかなければならないところなんですかね。それとも高知市のほうがもうちょっと拡充に向けて。やはり知らないとどんどん高齢化していくし、依頼会員のほうも年齢が、子どもさんが年齢が上がっていったり利用しなくなってくるしというところはすごく問題だとは思いますが。

(有田会長)

課題というのは、依頼する方が少ないから上げていきたい、あるいは援助する方が少ないからもっと増やしたい、どちらなんですか。

(子ども育成課 田中補佐)

まず、見込み数が少なかったのは、国の算出方法によるやり方の場合は少なかったために、市の事業、供給見込みとしては過去の実績数値を採用させていただくものでして、その表の上の右のほうに、過去3年間、22年度から24年度までの実績、利用実績ですね、掲載させていただいております、年々利用が増えているという状況がございます。

サポートセンター自身でも周知、PRをさせていただいておりますし、市のほうでも冊子のほうで周知等をはからせていただいておりますので、一定の周知をご認識をいただいて利用させていただいている実績があるというふうに考えております。

課題として書かせていただいているのは、現にこういう問題があるために供給体制が不足するところを書いているわけではなくて、代表的にこういったことがさらなる課題として考えられるという意味合いで書かせていただいているものでございます。

(有田会長)

そういう意味では、これも活用できるような、是非、支援のほうをお願いしたいと思えます。

(中西委員)

17ページの利用者支援事業、新設されるんだと思うんですが、この概要がもう少しわかればありがたいなと思います。

非常勤職員、特別職員、3人体制と書いてあるんですが、市内全体で、そのもので対応できるのかというのがあると思うんですね。朝倉の者が、多分、あんしんセンターかどこかに置くんだと思うんですが、じゃあ、長浜の人がそこまでわざわざ来るかという、来ない人が問題あるわけですね。来る人は問題ないのですが、来ない人に問題があるわけですから、そういうところをつくることでどうなるのかなという。やはり、全市的にどういう、そういう人に対してどうしていくのかという将来図をですね、これを含めてお聞きさせていただければ。できれば、高知市に児童相談所みたいなをつくるというのが本来、最終的には一番いいと思うんですが。そのへんをちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

(子育て給付課 三吉係長)

現時点で具体的な事業の実施の概要を描いているというところでは、まだないんですけど、想定をしているのは18ページをご覧くださいと思います。

今回色々和新制度になって、保育園、幼稚園、認定こども園と利用の制度が変わっていくというところがありますので、利用者が困らないように適切なサービスが提供できるように支援をしていくというのが、まずあります。

事業の内容については、この18ページの中にも書かせていただいておりますけれども、高知市が想定しているのは②の特定型というところですね。まず、主に利用者支援を実施していく。この利用者支援というのは、保育、幼稚園の利用希望に対して、空き状況がどうであるとか、こういった事業の活用ができますよとか、そういったような事業についてサポートしていくというようなことを想定しております。

今、例としてあげられるとすれば、横浜市の保育コンシェルジュというような事業が、まず、1つのモデルといいますか想定にはなるかと思えますけど、高知市のほうで、まず来年度から事業の実施をしていきたいと考えているのは、既存の保育幼稚園課が窓口になっておりますので、その中で体制を組んでやっていければなというところでご提案をさせていただいております。

具体的な職員体制であるとかそういったところは、これから検討していくようなところになります。まず、来年度からは実施していきたいという方向性を今回お示しさせていただいたところになります。

(有田会長)

中西委員さんが言っていたような、そういう内容は含んでいない？

(子育て給付課 三吉係長)

そうですね。児童相談所というような意味合いのものは含んでいない事業ということにはなります。

(中西委員)

いわゆる保育園と幼稚園の使い方がわからないからどうするかというところが1つの事業の枠というか。

その中で、そこへも来ない、お父さん、お母さん方ですね、ここまでは今、考えていませんよというのが、現状なんですかね。

(子育て給付課 三吉係長)

現時点では、まず、その新制度の利用を円滑にしていくというところをおさえていきたいというふうに考えています。

将来的にそれをさらに拡大してここに書いているような子育て支援の部分に拡充していかれるかどうかというところは、今後は事業をどういうふうに発展させていくかというのをもう少し精査させていただきながら考えていければというふうには思っています。

(有田会長)

きっと高知市にもどこの保育所にも幼稚園にも属さないで、いきなり小学校に入っていくお子さんもいるだろうと思うんですけど、そういうお子さんが本当に小学校に入った時に、豊かな学校生活を送られるかといったら、とても集団生活なんかの経験がないお子さんには小学校生活が難しいことがあると思われるんです。

せめて、全ての子ども達が、保育園、保育所あるいは幼稚園、認定こども園の中で生活が出来ているかどうかということに、行っていないご家庭に対しては、この事業の中では手を差し伸べていただきたいというふうには思うんですけども、どうでしょう。

(こども未来部 西村参事)

こども未来部参事の西村でございます。現在、子ども育成課の課長を兼任しております。

先ほどご意見いただきました、どこにも属さないで小学校にあがるという子どもさんが高知市の現状におきましても0ではないという現状があります。その中では、母子保健課がやっております赤ちゃん全戸訪問から始まりまして、1歳6ヶ月、3歳の健診、それに続く間で、育児困難である、養育困難というような事例につきましては、母子保健課のほうは子ども家庭支援センターと連携をとりながら家庭訪問を行っております。

また、その中で発達に支援が必要であるというように判断をした場合につきましては、子ども育成課が所管します子ども発達支援センター、そして、親子通園施設のひまわり園というところにつなげつつ保育所入所に向けてということで、現状の中で、そういった仕事はやっておりますので、ここで新たに始まります利用者支援事業の部分につきましては、そういった特別職3人体制で充てるということで考えておりますけれども、そこの方の情報の中に、現在行っております子ども・子育て支援の誕生から健診、そして就園、就学までのシステムというのはご提供をして、またご理解いただいて、保護者からの困難、困り感の相談の中にはつなげていくかというふうに思います。

(家次委員)

13 ページですけど、子育て短期支援事業のところですが、量の見込みを見た時に、全体的にこの5年間で子どもが減るという数字できていますので、こども31年度は減って、一番下にあるように供給体制が一定確保されているとありますけれども、この事業の概要のところ、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、という時にこれを利用するということであって、子どもが減るけれども、じゃあ利用も減るだろうかと、そこは違うんじゃないかな。

子どもが減ったとしても、保護者の困り感というか預けたいなというのは、そこは一緒になるだろうかなという。むしろ、ここはこの先どんどん社会の変化とともに保護者の負担感というかしんどさというのは増えてくるんじゃないんだろうかなというふうに私は思うので、数字だけで見るとこうかもしれませんが、実際はもっともって増えてくるかもしれないというふうに思いました。

それから、⑦番、⑧番が香美市と佐川町で、ここは委託契約をして事業を実施すると。もう委託契約はできているのかしれない、高知市枠というか高知市の子どものために何人か確保できるようにいつでも協力しますよというようなことはできているかもしれないけれども、保護者さんが連れて行くのか行政の方が子どもさんを連れて行ってくださるのかわかりませんが、しんどい時にこんな遠くまで連れて行くのは実際のところどうなのかなというふうに思ったりして。

私が今まで携わってきた経験の中でも、本当に、今日とか明日とかこの数日中、ちょっ

としんどいからあずけたいなと思う時にも、なかなか預けられないということが今までも私も経験しました、見てきましたので、ここで本当に数字のうえでは一定確保されているになっているかもしれないけど、実際はどうなのかなというふうに思いますので、もうちょっとここで考えて、それこそ質というか中身を考えてもらってもいいのかなと思いました。

それから、もう一点。どうしても病児・病後児保育のところがすごく気になるんですけど、保護者の立場になった時に、1つ新設されるというのは、本当に良かったなというふうに思います。ただそれが31年というのはまだまだ先のことなんだなと思いましたけれども、新設ということはあるがたいことだなと思いました。

でも、本当に保護者が利用しやすいんだろうかと思った時に、一番いいのは、やはり、自分の通う保育園の中で、病児は難しいと思います。病後児、回復期にある子どもというのは自分の通っている保育園でとか、自分の住む地域ですよ、近くの保育園で回復期にあずけられると一番、保護者としては安心なんじゃないかなと思います。

その時に、高知市、色々な条件があると思いますけど、家庭支援保育士がいるとか、看護師配置が保育士数に換算せずに看護師の配置があるとか、医務室があるとかというような色々な条件を、空き部屋があるとかね、クリアしている園さんが、もし、病後児の子どもも預かるというようなことをした場合には、いくらかの補助金を、人件費とかわかりませんが、出してというような考え方が、もしそのようなことができるのであれば、保護者さんはそちらのほうが嬉しいんじゃないか。31年度まででもそういうことができればうれしいんじゃないかなと思ったり。

子育て支援拠点事業の担当さんとの連携なんかをしたりすると、もうちょっとその病後児とか回復期にある子どもさんのところが、ここの10園ありますよね。ここなんかとの連携をとると、もう少し広がるんじゃないかなというふうにも思いました。

本当、叶う、叶わないは別として、ちょっとそんなことも考えていただけたらいいのかなというふうに思いました。

(有田会長)

ありがとうございます。回を重ねていくたびに本当に具体的にご自分の立場から色々なことが見えてきた部分があって意見が出されてきたと思いますので、どうか事務局のほうでそういうことなんかも加味していただきながら、具体的に進めるところに検討課題としていただきたいと思います。

まだたくさんご意見あるかと思いますが、時間が過ぎましたので、ご意見ある方は事務局のほうにファックスとか電話とか、あるいは尋ねて行くとか、どの方法でもいいですので、是非色々ご意見のほうを事務局のほうにお寄せください。

報告事項

「高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）」案のパブリック・コメント結果について
公定価格及び各種基準の条例について（補足）

(有田会長)

続きまして、報告事項として(1)「高知市子ども・子育て支援法施行条例案」のパブリック・コメントの結果につきまして、報告事項(2) 公定価格及び各種基準の条例について(補足)についてのまとめを事務局のほうからお願いいたします。

(保育幼稚園課 宮地係長)

報告事項としまして、まず、報告事項の(1) 高知市子ども・子育て支援法の施行条例案のパブリック・コメントの結果についてご説明をします。

右上に参考資料と書いてある資料ですけれども、こちらは9月議会に条例案を提出します高知市子ども・子育て支援法施行条例について、市民の方から意見を募集するためのパブリック・コメントの公表資料とパブリック・コメントにかかる意見及び市の考え方となっております。8月5日から8月20日の間、意見を募集いたしました。

条例制定の趣旨ですが、資料の3ページのほうをご覧ください。

3ページにありますとおり、子ども・子育て支援新制度の施行に関しまして、子ども・子育て支援法、施行令及び施行規則に定めるもののほか必要な事項を定めるため条例を定めようとするものであります。

支給認定の事務の開始が平成26年10月に予定されておまして、事業者への周知期間確保のために9月議会に条例議案を提出しようとするものであります。

条例案の内容についてですけれども、その下に書いてありますとおり、保育を必要とする事由のうち、就労に関する下限時間をひと月において48時間以上と定めるとともに、在園児などへの影響を考慮しまして、この就労時間にかかる要件についての経過措置を10年間と定めまして、その他に法87条に規定します過料に関する事項等を定めるものとなっております。

次に、市民の方からのパブリック・コメントですけれども、1件意見をいただいております。資料の一番最後に付けておりますけれども、意見と本市の考え方を記しております。

意見の趣旨としましては、発達に心配なお子さんに対しまして個々のご家庭での支援では、なかなか専門的な対処はできにくい場合も多くみられるので、保育の必要性の事由に専門的な治療を目指した保育を必要とするものを追加してくださいという意見です。

少し一個前の4ページに戻っていただいて、保育の必要性の事由について、現行と新制度の対比を示しております。下線を引いてあるところが新制度において追加等される事由となっております。今回の意見は、専門的な治療を目指した保育を必要とするものをさらにこの事由に追加してくださいという意見でございます。

もう一度、最後のページのほうを見ていただきますと、本市の考えを記載しております。本市の考えとしましては、保育の必要性について、就労等保護者の事由により子どもが家庭で保育を受けることが困難な場合について認定するものでありまして、子どもの状況により認定する性質ではございません。

ただし、保育の必要性が認定された場合は、子どもが障害を有する場合は、新制度におきましても現行と同様に優先利用に該当することとなるというのが本市の考え方でござい

まして、今回、パブリック・コメントによる条例案の修正はございません。

報告事項（１）についての説明は以上でございます。

続きまして、引き続き報告事項（２）の公定価格及び各種基準の条例についてご説明をします。前回の会議で説明しました条例、公定価格に関しまして、宮地委員さんから会議の最後にご意見、ご質問をいただきましたけれども、時間の関係でお答えできなかった内容につきまして報告事項として補足の説明をさせていただきます。

まず、一点目が各種基準の条例につきまして、国基準との相違点などのご質問をいただきましたけれども、前回の会議で説明しました各種基準の条例につきましては、６月議会で議案を提出し議決を受けたものでありまして、３つの条例が制定、それから１つの条例改正の説明をいたしましたけれども、国の基準と違う項目としましては、暴力団排除と食事の提供における地産地消の推進ということになっております。それ以外につきましては国の基準とおりの条例となっております。

それから、二点目、公定価格のお話で新制度の枠組みを示してもらわないと委員の皆様がお分かりにならないのではということで、新制度の概要を分かるようなかたちで示していただきたいというご提案、ご意見をいただきました。

この部分につきましては、先日、国のほうから施設、事業者向けのハンドブックが提供されましたので、委員の皆様には事前の送付をさせていただきましたので、その紹介を少しさせていただきたいと思っております。

前回の会で説明しました公定価格のほうにつきましては、ハンドブックのほうをもしお持ちでしたらご覧いただきたいんですけども、４ページのほうには給付費の基本構造ということで、公定価格のイメージを示してわかりやすく説明をされております。

また、各種基準につきましても、６ページの幼保連携型認定こども園の認可基準、それから８ページの地域型保育事業の認可基準、それから９ページの確認制度につきましても図や表を用いて説明をされております。新制度の概要を説明したものとなっておりますので、新制度の全体像を理解するためのご参考にしていただければと思います。

最後に、事務局側としまして、委員の皆様に対しまして、できる限り明瞭な資料の作成及び簡潔な説明ができるように準備させていただきますので、よろしくお祈りいたします。

以上で報告事項を終わります。

（有田会長）

ありがとうございました。

全ての報告が終わりましたので、今日は皆様方、本当に活発なご意見ありがとうございました。時間が過ぎてしまいましたけれども、ここで事務局のほうにお返しいたします。

（子育て給付課 森課長）

委員の皆様、お疲れ様でした。

長時間にわたりまして、熱心なご協議ありがとうございました。以上をもちまして平成26年度第3回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

なお、次回の会議につきましては、10月中旬頃の開催を予定しております。詳細につき

ましては後日改めてご案内させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、まことに恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、有田会長はじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。